

## 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画（素案）に関する市民懇談会の実施報告

### 1 実施状況

| 開催日時                        | 会場           | 参加人数 |
|-----------------------------|--------------|------|
| 令和2年12月 8日（火）<br>午前11時から正午  | 小川西町公民館 ホール  | 3人   |
| 令和2年12月 9日（水）<br>午後3時から午後4時 | 東部市民センター 集会室 | 5人   |
| 令和2年12月12日（土）<br>午前11時から正午  | 福社会館 小ホール    | 10人  |

### 2 意見及び質問回答の要旨

#### （1）令和2年12月8日（火）

##### 【主な意見】

- ・合理的配慮やインクルーシブ教育について、教員に周知されていないと感じる。
- ・就学前に支援につながっていない場合、就学後に支援にどうつながるかは保護者の意向や学校の働きかけによるところが大きい。相談機関が新しくできるが、誰がどうつなげていくのかが課題だと考える。
- ・周知の面だが、特別支援学級と特別支援教室の差が分かりづらいかと思う。パンフレットだけでは違いが伝わりづらく、保護者の中には、子どもを特別支援学級には行かせたくないが、通常の学級に在籍し特別支援教室でポイントの指導を受けるのはよいと思う方もいるかもしれない。
- ・市民懇談会の参加者が少なく、周知が不十分と感じた。

##### 【質問及び回答】

|   | 質問   | 回答   |
|---|--|--|
| 1 | 言語相談訓練は小学校入学時に終了したが、現在は小学校に入学してからの療育を行う場所はあるか伺いたい。 | 障がい児への福祉サービスとして放課後等デイサービスがあり、療育等の訓練を実施している。  |
| 2 | グレーゾーンの発達障がいの子どもの増加していると思うが、利用できる施設等はあるか。          | 学校における境界域の発達障がいの児童・生徒の指導については、通常の学級や、必要に応じて特別支援教室での指導を実施している。平成30年度までに全ての小学校に特別支援教室を設置し、令和3年度までに全ての中学校に特別支援教室を設置する予定である。     |
| 3 | 特別支援学級に入級できなかった、通常の学級に在籍している子どもへの支援の状況について伺いたい。    | 学校からの申請に基づき特別支援教育支援員を配置している。配置時間の拡充については今後の課題と捉えている。また、特別な支援が必要な児童・生徒だけではなく、全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を行うために、授業のユニバーサルデザイン化を進めている。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 4 | こげら就学支援シートについてだが、見ていない先生もいる。活用されているのか。                               | こげら就学支援シートについては、毎年度末に開催される小学校の教員と保育園、幼稚園の職員が集まる連絡会において、効果的な活用方法をお伝えするなどしている。今後も、こげら就学支援シートが有効に活用されるよう、働きかけや助言を続けていく。 |
| 5 | 特別支援学級などの保護者同士が悩みを話し合ったり、情報交換をしたりするような会や団体と、教育委員会とで意見交換をする場はあるか伺いたい。 | そのような場は設けていないが、主に個別の面談の際に、御意見をいただいている。   |

(2) 令和2年12月9日(水)

【質問及び回答】

|   | 質問  | 回答   |
|---|---|--|
| 1 | 読み書きに困難のある指導・生徒の指導の充実について、詳細を伺いたい。  | 今後、児童・生徒1人に1台のPC端末を配備する予定である。在籍学級や特別支援教室での様子を見ながら、その子にどのような支援ができるのかを把握していく。また、通常の学級における学習支援が最も重要であると捉えているので、特別支援教育に関わる教員だけではなく、全教員の合理的配慮の理解や特別支援教育の理解を推進していきたい。子ども1人1人の特性や障がいに応じた支援・指導の充実を図っていく。   |
| 2 | 児童・生徒1人1人にPC端末を配備し授業をするとのことだが、それに対する教員の教育方法の準備や、トラブルシューティングに関する準備が間に合わないのではないか。 | PC端末の配備とともに、教員の活用方法の準備についても進めていかななくてはならないと捉えている。今年度から各校の情報教育推進担当の教員が集まり、次年度どのようにPC端末の活用を進めていくかを話し合っている。次年度はICT元年として位置付けられるが、教員の研修等を行いながら進めていく。<br>また、トラブルシューティングについては、機器等のトラブルに対応できる支援員の配置を検討している。 |
| 3 | 児童発達支援センターの主な所管が障がい者支援課だが、教育委員会はどのように関わっていくのか伺いたい。                              | 教育委員会としては、まず学校の教員に児童発達支援センターについて周知するとともに、保護者へも学校や教育委員会から情報提供し、困りごとを抱えている保護者の方が気軽に相談できるようなサポートを行うことが重要だと考えている。いただいたご意見を受け止めて進めていく。  |

### (3) 令和2年12月12日(土)

#### 【主な意見】

- ・学習障がいにおいては、療育という概念がなく実施されていない。児童発達支援センターで、専門家による読み書きが困難な子どものための療育やトレーニングを実施してほしい。  
特別支援教室の先生は、特別支援教育を専門に勉強された方ではなく、一般の教員の方が特別支援教室の担当として配置されているため、障がいに関する専門的なトレーニングを行うというのは限界があると思う。市で、全ての子どもが専門家とつながれる窓口をつくってほしい。
- ・白梅学園大学との連携事業についてだが、大学連携に反対である。療育事業は市単独事業で行うべきである。理由はガバナンスであり、市の教育委員会は市内の大学とは距離を置くべきだと思う。市政課題は、市と市民で対応するべきである。
- ・素案のP55に、「児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施」とあるが、児童発達支援センターと学校及び教育委員会とが連携した取組が必要だと思う。事業名の文言に「教育委員会との連携」を入れていただき、担当課にも教育委員会の担当課を入れてほしい。
- ・素案のP36の「介助員の配置」についてだが、様々な障がいのある子どもがいるので、肢体不自由児に限定しないでいただきたい。また、できるだけ早く週5日の配置にしてほしい。
- ・医療的ケア児については、保護者または医療従事者でしか介助ができない。週1日でもよいので、医療従事者を配置してほしい。また、医療的ケア児について、現状や課題を計画書に記述してほしい。
- ・素案P61「③ICT機器の拡充による学習支援」についてだが、「デジタル教材の導入について研究します。」と記載があるが、デジタル教科書とデジタル教材は異なる。1人に1台のPC端末が配備されることから、学習者用のデジタル教科書をまず導入してほしい。また、「研究します」という控えめな表現ではなく、「早期導入に向けて検討します」といったような、保護者が期待を抱けるような表現にしてほしい。
- ・デジタル教科書について先行で研究を進めている学校の情報を他の学校でも共有することだが、市内の学校全体で共有していく仕組みをつくってほしい。
- ・素案のP10、11で、平成19年に「障害者権利条約に署名」、平成25年に「障害者権利条約の締結」と記載があるので、平成28年に出された、条約24条に関する一般的意見第4号の記載を追加してほしい。
- ・最終的な目標は、通常の学級で全員が学ぶということを計画書に盛り込んでほしい。

#### 【質問及び回答】

|   | 質問  | 回答  |
|---|---|---|
| 1 | 児童発達支援センターが令和4年度に設置される予定だが、センターの具体的な計画内容について、内容の軌道修正が可能なタイミングで、説明会などの広く市民の意見を吸い上げるような場は計画しているか伺いたい。 | 児童発達支援センターの設置に向けた進捗状況などをお伝えする事前の説明会を今後検討していく。 |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 2 | <p>児童発達支援センターについて、担当が障がい者支援課となっているが、教育と福祉の連携は重要である。日野市では、教育と福祉の両方の部署での共同設置、運営をしている。小平市では、児童発達支援センターの設置・運営において、教育と福祉の連携はどのように計画しているか。</p>  | <p>具体的な連携のあり方については、今後関係課と検討していく。また、児童発達支援センターを保護者に十分に活用していただくために、学校や教職員に対しての周知が必要だと考えている。</p>   |
| 3 | <p>第2章にアンケート調査の記載があるが、肢体不自由や視覚障がいの児童・生徒を対象としていないのはなぜか。</p>  | <p>次期計画の策定にあたって実施するアンケート調査の対象者等については、改めて検討する。</p>   |
| 4 | <p>特別支援学級や特別支援教室の児童・生徒数が増加しているグラフがあるが、増加していることについて、市としてどう考えるか伺いたい。</p> <p>P3の障害者差別解消法では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく」と記載があるが、教育の現場では特別支援学級や特別支援学校といったように分けていく形が逆行しているように感じる。法に則って、同じ場で共に学ぶためには、特別支援教育を通常の学級に持ち込むことが自然だと考えるが市の見解は。</p> | <p>特別な支援を必要とする児童・生徒が増加していることについては、今後、個々のニーズに応じた支援や指導の必要性は高まっていくと考えており、教員の専門性の向上等の環境整備を進めていく。</p> <p>国では、インクルーシブ教育システムの構築を進めており、一人一人の障がいの特性や状態に応じ、特別支援教室や特別支援学級といった学びの場で指導している。しかし、特別支援教室の最終ゴールは、通常の学級において、どのように支援、指導をしていくかということである。また、特別支援学級、特別支援学校においても交流及び共同学習、副籍交流を重視しており、障がいの有無に関わらず、皆が参加できる社会を目指すことが重要だと考えている。</p> <p>教員の合理的配慮への理解を深めるとともに、通常の学級で、より一人一人のニーズに応じた指導ができることを目指していく。</p> |
| 5 | <p>市立学校に、医療的ケア児が何人在籍しているか伺いたい。</p>  | <p>令和元年11月1日現在で、2名の医療的ケアが必要な児童が在籍している。</p>  |